

令和2年度

佐賀県における犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業
「犯罪被害者等のための支援ノート作成事業」



佐賀県 県民環境部 暮らしの安全安心課

△佐賀県における犯罪被害者支援（～令和2年度まで）

国

犯罪被害者等基本法（H17.4施行）

第3次犯罪被害者等基本計画
（H28～R2年度・5か年計画）

県

佐賀県 犯罪被害者等庁内連絡会議（H18.1）

性暴力救援センター・さが（さがmirai）設置（H24.7）

犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（H26.4施行）



佐賀県防犯あんしん計画
（H27～H30年度・4か年計画）



第2次佐賀県防犯あんしん計画（R1～R4年度・4か年計画）

佐賀県犯罪被害者等
支援条例
（H29.4施行）

佐賀県犯罪被害者等
支援推進計画
（H30-R2・3か年計画）

◇市町における条例の制定状況

★**県内初 嬉野市**において「個別の犯罪被害者等支援条例」が制定（H28. 4 施行）

○平成28年中 更に6町で施行

- ・ 7月施行 1町 みやき町
- ・ 10月施行 5町 基山町、上峰町、
玄海町、大町町、太良町

○平成29年中 13市町で施行

- ・ 4月施行 7市4町 唐津市、多久市、伊万里市、
武雄市、鹿島市、小城市、
神崎市、吉野ヶ里町、
有田町、江北町、白石町
- ・ 10月施行 2市 佐賀市、鳥栖市

★**県内全20市町**でH29.10月までに
見舞金制度を盛り込んだ条例が制定

★ 条例の主な項目

目的・定義（犯罪被害者等）、市町・市（町）民の責務、
相談及び情報提供等、犯罪被害者等見舞金の支給、
広報・啓発 ほか

★ 見舞金の規定

遺族見舞金 **30万円** 傷害見舞金 **10万円**

※**総合的対応窓口の設置が全市町に完備**
(主に総務課・防災関連課)

佐賀県 佐賀県の犯罪被害者等支援に向けて!!
佐賀県犯罪被害者等支援条例（平成29年4月施行）
各市町にも犯罪被害者支援条例が制定されています。

もしも犯罪に遭ってしまったら・・・
ひとりでも悩まないで
あなたの街に相談窓口があります。

佐賀県内の市町犯罪被害者支援担当窓口

市町	担当窓口	電話番号	市町	担当窓口	電話番号
佐賀市	生活安全課	0952-40-7012	唐津市	総務課	0952-37-0330
唐津市	総務課	0952-72-9113	基山町	総務担当課	0942-92-7915
鳥栖市	総務課	0942-85-3506	上峰町	総務課	0952-52-2101
多久市	防災安全課	0952-75-2181	みやき町	総務課	0942-89-1651
伊万里市	人権・市民対策課	0955-23-2190	玄海町	住民福祉課	0955-52-2158
武雄市	市民生活管理課	0954-23-9223	有田町	総務課	0955-46-2111
鹿島市	総務課	0954-63-2112	大町町	総務課	0952-82-3111
小城市	社会福祉課	0952-37-6107	江北町	総務課	0952-86-2111
神崎市	総務課	0954-66-9111	白石町	保健福祉課	0952-84-7116
佐賀市	防災危機管理課	0952-37-0104	佐賀市	総務課	0954-62-0129

佐賀県市民福祉部くらしの安全安心課 TEL:0952-25-7060 FAX:0952-24-9567
犯罪被害者支援相談センター TEL:0952-25-7060

あなたにかき 伝わる言葉 あなたから
警察庁(平成29年度) 犯罪被害者等に関する標榜

各種相談窓口

佐賀県警察	その他
相談窓口	相談窓口
警察本部 0952-24-9110 又は 89 110	唐津警察生活センター 0952-24-0999 消費生活センター 消費生活センター 所管なし 188
レディースセンター 警察本部 0952-24-4167 又は 県民103(犯罪被害者支援課) 0952-25-7061	県民生活相談所 0952-25-7061
少年サポートセンター 0120-39-7867 0952-24-1111(相談本部代)	佐賀県労働センター 被害者ホットライン 0952-22-4259
電力相談 110番 0952-24-0110	佐賀県地方検察庁 被害者ホットライン 0570-079714 佐賀地方検察庁 050-3363-5510

お問い合わせ先 佐賀県 市民福祉部くらしの安全安心課 (交通・地域安全部) 犯罪被害者支援相談センター
佐賀県庁12号館111 総務課 0952-25-7060 犯罪被害者支援相談センター 犯罪被害者支援相談センター

◇犯罪被害者等支援推進計画の概要【H30年度～R2年度】3年間

【推進体制】

犯罪被害者等支援に係る県、県警、市町、関係機関等の**連携を強化**する



- ・「犯罪被害者支援コーディネーター」の配置による伴走型支援
- ・関係機関相互の連携調整、市町等への助言、支援、広報啓発活動

○佐賀県弁護士会と佐賀県で協定を締結（H30.4施行）

目的：佐賀県弁護士会と佐賀県が協力して犯罪被害者等が法律相談を受けることができるようにすること

相談費用は、2回まで県が負担する

（法テラス等の支援対象とならない被害者も、無料で相談できるようになる）

○人材の育成、県民の理解促進について

- ・犯罪被害者支援サポーター養成講座
目的：日常生活の支援ができるようボランティア人材を育成する
- ・市町職員等を対象とした犯罪被害者等支援養成講座
目的：全20市町を対象とし理解を深め、知識を向上させる
- ・大学生等を対象とした犯罪被害者支援出前講座
目的：学生等を対象とした理解促進

◇問題提起と新たな施策の検討

課題 条例や計画を通じ、支援体制の強化や理解増進などの施策は進めることができたが、精神的な支援はどうか？
もっと犯罪被害者等の方に寄り添った支援ができないか。

佐賀県内の犯罪被害者遺族から
「事件後のことを忘れないよう自前のノートに
書き綴っていた」
との話を聞く

令和元年11月
佐賀県で開催した犯罪被害者支援フォーラムで
大分県の犯罪被害者ご遺族から支援ノート
「絆」の紹介

犯罪被害者等が被害後の記録をつづることができるノートを作れば、
精神的な負担の軽減を図れるのではないか。



作成に向けた検討の開始

◇犯罪被害者等のためのノート作成スケジュール

令和元年11月	作成検討開始
令和2年2月	京都府「つむぎ」視察
3月	警察庁事業採択
8月	関係機関の勉強会
10月	第1回作成検討会
11月	第2回作成検討会
令和3年3月	完成

検討会出席者

- ・アドバイザー
犯罪被害者ご遺族 2名、有識者 1名
- ・佐賀県警
- ・民間支援団体被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

作成協力

大分県、京都府
途切れない支援を被害者と考える会
佐賀県犯罪被害者御遺族 1名

◇犯罪被害者等のためのノート

被害後の手続きで、被害の内容などを繰り返し説明する必要がある。
精神的に混乱した状況の中、必要な支援につながらない。



警察、検察などとの記録を残すページを作成し、**心理的負担を軽減**。
困りごとリストにより**問題を可視化**し、適切な支援につなげる。



タイトルには、被害にあわれた方々が「**人と人のつながりを編み物のように編み込んでいき、そのつながりが面となって広がっていくように**」という思いを込めています。

表紙は、佐賀県指定伝統的地場産品の佐賀錦と県花のクスの花をモチーフにしています。

【配付対象】

- ・ 犯罪被害に遭われた方やそのご家族でノートを必要とする人。

【配付方法】

- ・ 警察署で被害者の手引きを交付する際や市町の相談窓口、支援団体、その他相談窓口において犯罪被害者等から相談を受けた際に、必要な方へ紹介し配付する。

【構成】

第1章 はじめに p1~22 困りごとリスト、エコマップ、被害にあわれた時の記録等

第2章 事件事故後の記録 p23~46 警察、検察、裁判所、弁護士、加害者、マスコミ等

第3章 被害者が利用できる支援制度 p47~70 手続きの流れ、支援制度の紹介、窓口紹介等

【作成冊数】

- ・ A4版（二つ穴リングファイル型） 300冊
- ・ A5版（無線綴じ製本冊子型） 300冊

【A5版】

- ・ メリット 日常的に持ち歩くバックに入れやすく、目立たない。
- ・ デメリット 文字が小さく読み書きしづらい。



A4版、A5版の両サイズ作成

犯罪被害者等の方々が自分に合ったノートを選択できるように。

【A4版】

- ・ 2つ穴リングファイル型
- ・ 名刺収納クリアファイル2枚、クリアファイル12枚

ノートは佐賀県のホームページからダウンロードできます。



QRコード

◇第2次犯罪被害者等支援推進計画の概要【R3年度～R7年度】5年間

重点項目① 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等

- 相談窓口の明確化（全市町窓口表示完了を目指す※12→20市町）し、相談しやすい環境の整備促進

重点項目② 精神的・経済的支援

- 「犯罪被害者等のためのノート」を活用し、二次的被害の防止と支援の充実
- SNSによる誹謗中傷事案等の被害者への精神的支援の充実

重点項目③ 関係機関相互の連携

- 支援機関と被害者をつなぐコーディネート機能を佐賀VOISSに移行し、連携強化による支援の充実

重点項目④ 理解の促進

- 事業所を対象とした出前講座やボランティアフォローアップ研修を新たに実施し、県民の理解を促進